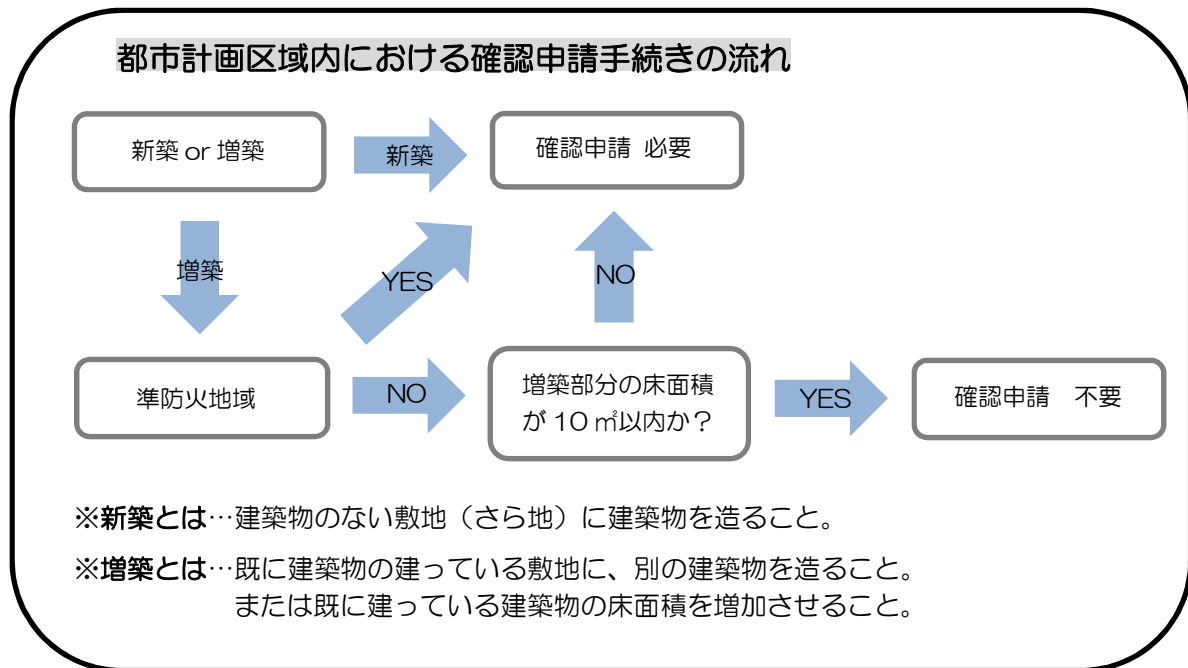


建物を建築する場合は、着工する前に建築基準法に基づく建築確認申請が必要になります。物置・カーポート・コンテナなどについても同様です。ただし、地域と規模によっては申請手続きを省略してもよいことになっています。詳しくは、下図をご覧ください。



- 準防火地域外であって、かつ、増築部分の床面積が10㎡以内の場合は、確認申請は必要ありません。ただし、10㎡以内であっても、新築の場合はどの地域であっても必要です。
- 都市計画区域外では、構造によらず、階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は確認申請が必要です。
- 確認申請が不要であっても、建築基準法に適合する必要があります。
- 確認申請の必要の有無、準防火地域内外等の確認については、次の問合せまたは建築士等にご相談ください。正しい手続きを行い、法令違反が生じないようにご注意ください。

問合せ まちづくり計画課 建築係 ☎21-2124